

あじさい苑介護員養成研修事業研修学則

〔目的〕

第1条 当研修講座は、介護現場に携わる者が利用者の多様なニーズに即座に対応でき、生活に密着し、対人支援をスムーズ且つ円滑に行なえるように業務を身につける。この目的を遂行するため業務上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを修得し、基本的な介護業務を行なう事が出来る人材育成を目指す。

〔名称〕

第2条 あじさい苑介護職員初任者研修課程養成講座
研修課程 介護職員初任者研修課程
研修形式 通信

〔実施場所〕

第3条 特別養護老人ホームあじさい苑（茨城県稲敷郡河内町生板横間 8907 番）内 1 F 多目的ホールにて行う。
②介護老人保健施設もえぎ野（北相馬郡利根町もえぎ野台 1-1-8）デイサービスルーム内施設
③地域密着型介護施設みつば（稲敷市光葉 11-22）内 1 F 会議室
において行う場合もある。

〔研修期間〕

第4条 研修期間は、令和5年12月9日（土）～令和6年3月2日（土）まで。

〔研修定員〕

第5条 定員は、10名以内とする。

〔研修カリキュラム〕

第6条 研修カリキュラムの目的については以下の様に定める。又各科目の到達目標、評価、内容、期間については、別添のとおり。

- ① 基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。
- ② 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- ③ 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。
- ④ 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- ⑤ 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- ⑥ 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。
- ⑦ 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。
- ⑧ 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- ⑨ 的確な記録・記述の大切さを理解できる。

- ⑩ 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- ⑪ 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

〔専任講師〕

第 7 条 専任講師は基本的に置かず、すべて兼任業務の職員で実施するものとする。

〔研修修了の認定方法〕

第 8 条 茨城県介護員養成研修事業指定要綱に定める所定のカリキュラムを全て修了時に、終了評価を筆記試験により 1 時間程度実施とする。厚生労働省が通知した「介護員養成修における目標、評価の指針」に沿って、理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分で評価を実施し、C 以上の各受講生が評価基準を満たした者とする。

〔修了証の発行等〕

第 9 条 修了証は、「9.こころとからだのしくみと生活支援技術 6～11」「総合生活支援技術演習」の中で、介護技術の習得が講師により評価され、且つ修了評価の結果が所定の水準を超える者であることが確認された受講生に対して修了証明書を交付し、修了認定を行う。

〔受講資格対象者〕

第 10 条 訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

〔受講手続〕

第 11 条 募集手続は次のとおりとする。

- 一 当講座指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、期日までに持参するか、FAX で申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- 二 当講座は、書類審査の上、受講者の決定を行う。受講決定通知書を受講者あてに通知する。
- 三 受講通知書を受け取った受講者は、開講式当日までに受講料を納入する。
- 四 当講座は受講料の納入を確認し、開講式において本人確認をした後教材を渡す。

〔受講料〕

第 12 条 受講料は、50,000 円（テキスト、演習費込み）とする。

学生割引について 18 歳以下の高校生（定時制も含む）に対し適用するものとし、以下の証明証を提示したのに対し実施するものとする。割引は、一律 5,000 円とし、受講料を 45,000 円とする。

- 一 在学している高校の在学証明証
- 二 学生証のコピー

〔実施形態〕

第 13 条 通信形式研修で行う。

- ②研修は、講義と演習に参加できる地域に在住の方を対象とする。
- ③指導は各家庭学習において課題を出しその都度それに対応し、質問等を随時受け付けるものとする。又各課題に対する答案、レポート等において基準点を設け、その基準点に満たなかった者に対し、各教科担当による添削指導、面接指導等適切に実施するものとする。
- ④添削指導、面接指導等及び学習指導は同施設内において行なうものとする。

〔履修期間〕

第 14 条 修業年限は概ね 8 ヶ月以内である。ただし、受講者が病気等やむを得ない理由により期

間を超える場合は、予め受講者から診断書等の書類提出を求めると共に、受講可能日を確認後
次回の履修期間に延長できるものとする。

[補講]

第 15 条 補講については、受講者がやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合等、受講
者に対する補講時間が必要と認めた場合に行なう事とする。

- 一 当苑において別に承認を受けた同一課程の研修において行なう。
- 二 他事業所が承認を受けた同一課程の研修において行なう。
- 三 当該研修に追加して同一の講師、科目、演習施設において行なう。

[受講取り消しについて]

第 16 条 当苑の介護職員初任者研修講座は、資格を取得し、社会福祉への参加、家族介護等の目
的を持って受講されている方を対象としております。更に人間性を重視した教育の為、以下の
項目に関し著しく逸脱していると判断した場合には、受講の取り消しを命じると共に受講料の
返金にも応じません。

- 一 受講中の言動において、当苑や他の受講生に迷惑を掛ける行為が著しいと判断した場合。
- 二 当苑に許可なく、受講生に物品の販売や勧誘、契約などの商行為を行なった場合。
- 三 当苑や利用者様、受講生の名誉を著しく傷つける言動が発覚した場合。
- 四 受講中において当苑の利用者様、受講生に対しいかなる理由もなく加害行為を働き傷害を
負わせた場合。
- 五 受講中に知りえた個人情報、営利目的や宗教活動等で使用した事が発覚した場合。

[実習について]

第 17 条 実習は事業者の任意とする。実習を行う時は河内厚生会の施設に於いて行うものとする。

- 一 当特別養護老人ホームあじさい苑に於いて行うものとする。
- 二 介護老人保健施設もえぎ野に於いて行うものとする。
- 三 河内厚生会地域密着型介護施設みつばに於いても、介護実習及び在宅サービス提供現場見
学を行えるものとする。
- 四 ホームヘルプサービス同行訪問に関しては、河内厚生会介護サービスひだまりに於いて行
うものとする。

附 則

この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日一部変更 (第 12 条受講料の改正)

平成 27 年 4 月 1 日一部変更 (第 9 条終了評価の発行等の追加)

令和 2 年 4 月 1 日一部変更 (茨城県介護職員養成研修事業指定要綱の変更に伴うもの)